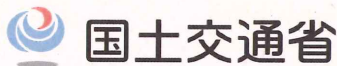


# 貸切バス新運賃・料金制度説明会

## 貸切バスの新たな運賃・料金制度について

平成26年4月9日  
国土交通省



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 貸切バス運賃・料金制度WGの検討結果について

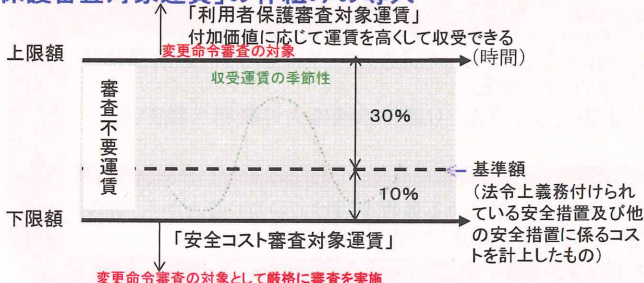


#### 24年度WG

平成24年7月に学識経験者、貸切バス事業者、労組、旅行者等の関係者で構成される「貸切バス運賃・料金制度WG(座長:加藤博和 名古屋大学大学院准教授)」を設置し、合理的で実効性のある貸切バスの運賃・料金制度の構築に向けて検討を進め、以下のとおりとりまとめた。

#### とりまとめ内容

#### 1. 「審査不要運賃」と「安全コスト審査対象運賃」「利用者保護審査対象運賃」の枠組みの導入



#### 2. 合理的でわかりやすい「時間・キロ併用制運賃方式」への移行

現行の「時間制運賃」、「キロ制運賃」、「時間・キロ選択制運賃」、「先行別運賃」から、コスト項目を時間コストとキロコストに分類して算定した合理的でわかりやすい制度である、「時間・キロ併用制運賃」に移行・一本化

※料金制度は一部を運賃に包含し、残りを簡素化し、基本的に自由に設定することができることとする。

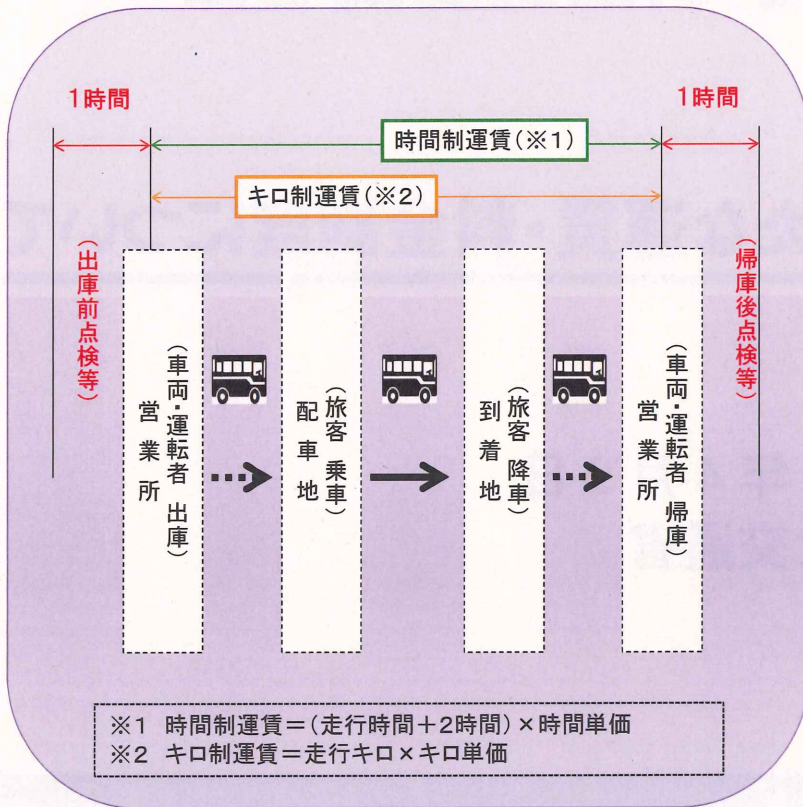
平成25年度中に速やかに新制度へ移行することとし、逐次、準備や進捗の状況等を検証

#### 25年度WGのとりまとめ内容

1. 貸切バス事業者の要素別原価の集計結果の検証  
貸切バス事業者の中から選定した標準能率事業者(155社)の要素別原価の集計結果を検証し、人件費、車両償却費を見直した上で、下限割れ運賃を審査する際にチェックする安全コストを算出した。
2. 運賃ブロックの妥当性の検証  
運輸局単位としている現行運賃ブロックについて、大都市(東京、愛知、大阪、福岡)の分離の要否について検証した結果、ブロック内の他府県と大都市のキロあたり原価、時間あたり原価の乖離が小さいことから、現行ブロックを維持することとした。
3. 「時間・キロ併用制運賃方式」の基準原価の算出  
1. に基づき算定した原価をもとに、2. で検証した運賃ブロックごとの適正なキロあたり原価、時間あたり原価を算出した。  
(各運輸局において公示運賃として公示する。)
4. 円滑な移行のための環境整備  
新たな運賃・料金制度に対する発注者・利用者全般の理解を促すため、「貸切バス選定・利用ガイドライン」を改訂し、関係業界、全国の自治体・教育委員会等に配布する。
5. 運送申込者による安全阻害行為等が疑われる場合の対応
  - ① 貸切バス事業者が届出運賃違反で行政処分を受け、旅行者の関与が疑われる場合、観光庁に通報して、旅行業法に基づく措置を求める。
  - ② 自治体の入札に基づき、貸切バス事業者が下限割れ運賃で落札・運行したことにより届出運賃違反で行政処分を受けた場合、当該自治体の長に対し、地方自治法に基づき入札制度の改善を求める技術的助言を行う。
  - ③ 道路運送法の改正の機会を捉えて、「荷主勧告制度」に準じた制度の導入を検討する。
6. 新制度への移行について
  - ① 新運賃の実施は平成26年4月1日とする。また、現行運賃は道路運送法第9条第6項に基づく審査対象運賃と位置付ける。
  - ② 新運賃を適用する届出書に記載される実施予定日までに、契約した運賃については、旧運賃を適用することの経過措置を設ける。
  - ③ 運賃・料金事前届出違反に対する行政処分を強化する。



現行の最低運賃3時間に加え、出庫前及び帰庫後の点検等に必要な時間として2時間（出庫前1時間、帰庫後1時間）を加えたものを新たな運賃・料金制度における最低運賃とする。



## 考え方

現行の最低運賃（3時間）を維持しつつ、出庫前及び帰庫後の点検等の2時間分を全ての運行に加算する。

- <3時間運行の場合>  
 $5(\text{時間}) \times (\text{時間単価}) = (\text{時間制運賃})$
- <10時間運行の場合>  
 $12(\text{時間}) \times (\text{時間単価}) = (\text{時間制運賃})$

# 新たな運賃料金制度の料金の取り扱いについて

料金の種類については届出の対象とし、額は各事業者で自由に設定できることとする。  
 （交替運転者配置料金は額を公示）

### 特殊車両割増料金

事業者の創意工夫による新しい車両の導入を図る観点から、新制度においても設定できることとする。

### 交替運転者配置料金

交替運転者を配置する場合に適用することとし、時間あたり・キロあたりの最高額及び最低額を運賃ブロック毎に公示することとする。  
 （具体的には、時間あたり運賃単価及びキロあたり運賃単価の人員費相当額を公示。）

### 深夜早朝運行料金

新たな運賃制度における時間運賃は時間帯による差異を設けていないことから、新制度においては時間運賃の割増分を料金として設定できることとする。

### 航送料金

フェリー乗船中も時間運賃の対象であり、料金としては設定できないこととする。  
 ※ただし、乗船時間が8時間を超える場合は休憩時間とし、時間運賃の対象としない。

- ガイド料等、現行制度で実費負担となっているものについては、引き続き実費での精算とする。
- 運送引受書に料金や実費の内容を記載する欄を追加することとする。
- 回送料金及び待機料金は運賃で収受することとなるため、廃止することとする。



## 貸切バスの新たな運賃・料金制度の移行に伴う経過措置

以下の措置を通達に明記することとする。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更届出書に記載された運賃・料金の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。

### <趣旨>

新しい貸切バスの運賃・料金の届出に際し、貸切バス事業者が新運賃・料金を適用するための届出書に記載する実施予定日までに、落札した運賃・料金や旅行会社等と締結した運賃・料金については、旧運賃・料金を適用する。

2. 上記により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、運送申込書の備考欄に旧運賃を適用した旨を記載することとする。

### <趣旨>

旧運賃・料金を適用した場合には、運送申込書・引受書の備考欄に「旧運賃を適用」と記載させる。

## 運送申込者による安全阻害行為等が疑われる場合の対応について

### 運賃・料金に係る法律違反について再発防止に資する新たな制度の導入

#### I. 旅行業者に対する措置

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け、運送申込書・引受書の写しにより、旅行業者の関与が疑われる場合、地方運輸局より本省を通じて観光庁に通報し、旅行業者等に対する立入検査等旅行業法に基づく対応を求める。

#### II. 自治体等に対する措置

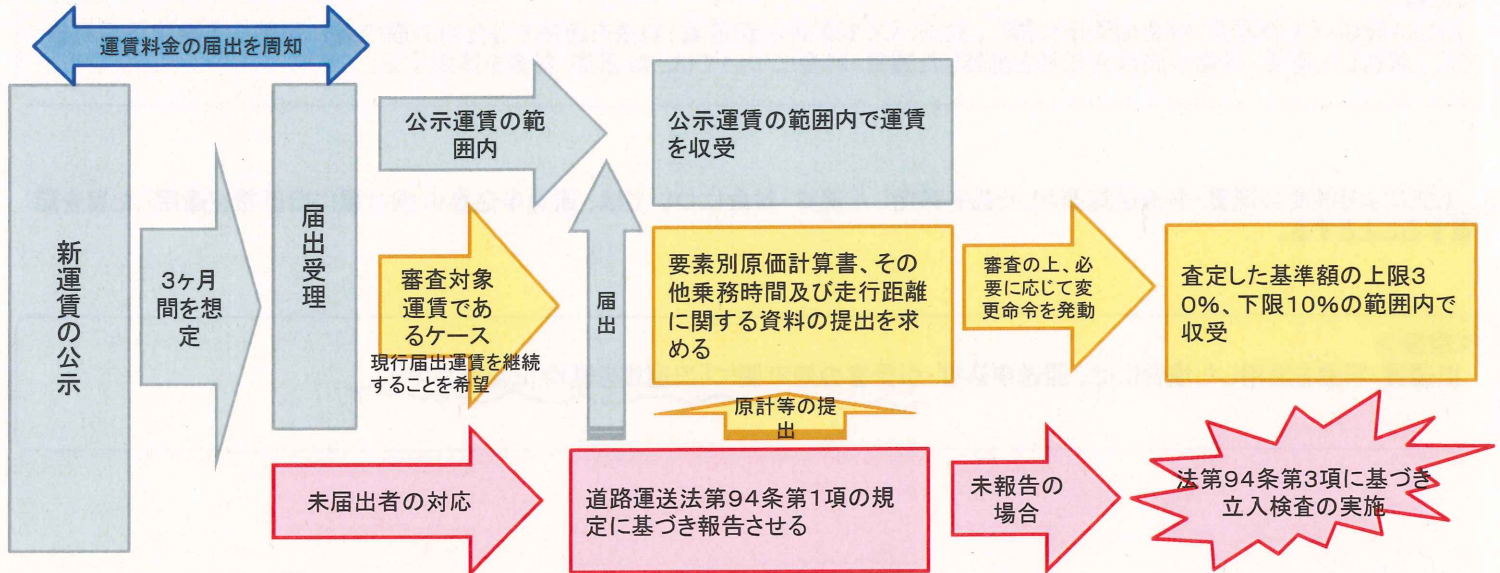
自治体等が行う入札において、貸切バス事業者が下限割れ運賃に基づく落札を行い、届出運賃違反で行政処分を受けた場合、当該自治体の長に対し当該事業者の違反事実を通報するとともに、地方自治法第245条の4に基づき、入札制度の改善を求める技術的助言を行う。

(平成26年2月6日 総務省自治行政局に説明済)



新運賃制度による巾運賃の公示により、現行の届出運賃は法第9条の2第2号が準用する法第9条6項各号に該当する可能性があることから、新運賃の届出を行わない事業者に対し、原価計算書の提出を求めて審査を行い、必要に応じて運賃の変更命令を発出することとする。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)  
 第九条 6 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号(第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。  
 一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。  
 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。  
 三 他の一般旅客自動車運送事業者(一般旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。)との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。  
 (一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金)  
 第九条の二 一般貸切旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。  
 2 前条第六項の規定は、前項の運賃及び料金について準用する。この場合において、同条第六項中「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般貸切旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。



## 一般乗用旅客自動車運送事業に対する違反事項ごとの行政処分等の基準(抜粋)

適用条項：道路運送法第9条の3第3項

【料金事前届出、料金変更事前届出違反】

初違反 → 20日車の車両使用停止  
 再違反 → 40日車の車両使用停止

## 一般貸切旅客自動車運送事業に対する違反事項ごとの行政処分等の基準(抜粋)

適用条項：道路運送法第9条の2第1項

【運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反】

初違反 → 警告  
 再違反 → 10日車の車両使用停止

一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)における運賃料金の届出違反に対する処分基準を、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)における料金届出違反に対する処分基準と合わせる